

# 第5章 計画の総合的な推進

## 男女が共に輝くおかやまづくり

男女の性別にとらわれず、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの能力や個性をあらゆる分野で十分発揮できる社会の実現

### 県民の役割

県民一人ひとりが、男女共同参画社会の意義を正しく理解し、その実現に向け、職場、学校、地域、家庭などあらゆる場を通して、主体的、積極的に取り組むことが求められています。

性別による差別的な扱いをやめたり、固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣行を改善するなど、身近なところから男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

### ボランティア・NPOの役割

男女共同参画社会を実現するためには、さまざまな分野で活躍している、ボランティアやNPOの果たす役割が重要です。

男女共同参画の視点を持って自主的な取組を行い、男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

### 事業者・企業の役割

誰もがその個性と能力を十分に発揮して、いきいきと働くことができる男女共同参画社会を実現するためには、事業者・企業の果たす役割が重要です。

仕事と生活の調和の実現や、多様な視点を持つ人材の活用などにより、男女が共に参画できる環境を整備することは、それぞれの事業者・企業はもちろん、日本の社会・経済の活性化につながります。積極的に男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

### 県の役割

「男女が共に輝くおかやまづくりの推進」を生き活きプランの「生きがい・元気づくり支援プログラム」における推進施策の一つと位置づけ、全庁的な推進体制により第4次おかやまウィズプランを着実に推進し、適切な進行管理を行います。

各種施策の実施にあたっては、男女共同参画を推進するための総合拠点施設である男女共同参画推進センター（ウィズセンター）を中心に、県民、ボランティア・NPO、事業者・企業や教育機関などさまざまな主体と協働して、総合的かつ効果的に推進します。

### 市町村との連携

男女共同参画社会を実現するためには、住民にとって最も身近な自治体である市町村の果たす役割は重要です。また、活力あふれる地域社会は、男女共同参画なくしてありえません。

このため、市町村との連携を図るとともに、市町村の男女共同参画計画の策定やDV対策などを積極的に支援し、地域に根差した取組を促進します。

## 男女が共に輝くおかやまづくり

## 第4次 おかやまウィズプラン



## 関係資料

## 男女共同参画関係年表

年	国際機関	日本	岡山県
1975年 (昭和50年)	▪国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ▪国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）を開催（メキシコシティ、6～7月） ▪「世界行動計画」採択	▪婦人問題企画推進本部設置（9月） ▪婦人問題企画推進会議設置（9月）	
1977年 (昭和52年)		▪「国内行動計画」、「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定（1月）	
1978年 (昭和53年)			▪「婦人問題行政連絡協議会」設置 ▪県政モニターアンケート「婦人の地位向上に関する意識調査」実施（10月）
1979年 (昭和54年)	▪第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択（12月）		▪県の婦人問題担当課を「県民課」に位置付ける ▪「岡山の婦人問題を考える会」が発足、意見書を発表
1980年 (昭和55年)	▪「国連婦人の十年 中間年世界会議」（第2回世界女性会議）を開催（コペンハーゲン、7月） ▪「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		▪「岡山県婦人問題会議」を設置、同会議は「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」を答申
1981年 (昭和56年)		▪「国内行動計画後期重点目標」決定（5月）	▪「岡山県婦人問題協議会」設置（4月） ▪県の婦人問題担当課が「県民生活課」に移り、「婦人班」新設（4月）
1982年 (昭和57年)			▪婦人広報資料「おかやまの婦人」創刊 ▪県政世論調査「家庭と婦人」実施（1～2月）
1984年 (昭和59年)	▪「国連婦人の十年ESCAP地域政府間準備会議」開催（東京、3月）		▪「おかやま婦人のバス事業」開始
1985年 (昭和60年)	▪「国連婦人の十年ナイロビ世界会議」（第3回世界女性会議）を開催（7月） ▪（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	▪国籍法の改正施行（父母両血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化）（1月） ▪「男女雇用機会均等法」の公布（6月） ▪「女子差別撤廃条約」批准（6月）	▪岡山県婦人問題協議会が「女性の地位と福祉の向上に関する提言」を答申 ▪「岡山県婦人海外派遣事業」開始 ▪婦人問題調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施
1986年 (昭和61年)		▪婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充（1月） ▪婦人問題企画推進有識者会議開催（2月） ▪「男女雇用機会均等法」の施行（4月）	▪県民生活課婦人班を「婦人青少年対策室婦人企画班」に改組（4月） ▪「地域婦人問題推進センター」設置（県内3か所）
1987年 (昭和62年)		▪「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定（5月）	▪「岡山県婦人情報バンク」開設 ▪「地域婦人問題推進センター」設置（県内3か所）
1988年 (昭和63年)			▪「地域婦人問題推進センター」設置（県内3か所） ▪「女性による地域福祉実践事業」開始
1989年 (平成元年)		▪新学習指導要領の告示（家庭科教育における男女同一の教育課程の実現等）（3月）	▪「働く女性相談コーナー」開設 ▪「農山漁村婦人の日」設定

年	国際機関	日本	岡山県
1990年 (平成2年)		▪国連婦人の地位委員会拡大会議（ウィーン、2～3月） ▪国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（5月）	
1991年 (平成3年)			▪「21世紀に生きる岡山の女性」シンボルマーク決定 ▪県政世論調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施（10月）
1992年 (平成4年)		▪「育児休業法」施行（4月） ▪初の婦人問題担当大臣を任命（12月）	▪「西暦2000年に向けての新国内行動計画」改定（第1次改定）（5月） ▪「育児休業法」公布（5月）
1993年 (平成5年)			▪「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」決定（7月）
1994年 (平成6年)		▪「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ、6月） ▪「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ▪国際人口・開発会議で「行動計画」を採択（カイロ、9月）	▪男女共同参画室（総理府）設置（6月） ▪男女共同参画審議会設置（政令）（6月） ▪男女共同参画推進本部設置（7月） ▪所管部を地域振興部から企画部に移管（4月） ▪岡山県婦人問題協議会に「女性の地位と福祉の向上のための総合の方策」について諮詢 ▪県政世論調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施（7～8月）
1995年 (平成7年)		▪第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動－を開催（北京） ▪「北京宣言及び行動綱領」採択（9月）	▪「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）（6月公布／10月施行） ▪岡山県婦人問題協議会を「岡山県男女共同参画推進協議会」に改称（10月）
1996年 (平成8年)			▪男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申（7月） ▪男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足（9月） ▪「男女共同参画2000年プラン」策定（12月） ▪「男女共同参画社会の実現をめざして」策定
1997年 (平成9年)			▪男女共同参画審議会設置（法律）（4月） ▪「男女雇用機会均等法」の改正（女性に対する差別の禁止等）（6月公布／1999年4月施行） ▪「介護保険法」成立（12月公布／2000年4月施行） ▪「岡山県男女共同参画推進本部」設置（4月） ▪「岡山県女性センター整備構想検討委員会」設置（6月） ▪「男女共同参画アドバイザーエンジニア養成事業」開始
1998年 (平成10年)			▪男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり」答申（11月） ▪所管部を企画部から生活環境部に移管（4月） ▪「ウィズウエーブ（11/11～17）」決定 ▪「中国・四国・九州地区男女共同参画推進地域会議」開催（11月）
1999年 (平成11年)	▪ESCAPハイレベル政府間会議開催（バンコク、10月）	▪「男女共同参画社会基本法」公布・施行（6月） ▪「食料・農業・農村基本法」公布・施行（女性の参画の促進を規定）（7月）	▪「岡山いきいき子どもプラン」策定（3月） ▪岡山県男女共同参画推進センター（愛称：ウィズセンター）開館（4月）
2000年 (平成12年)	▪国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」（ニューヨーク、6月）	▪男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本の方策について」答申（7月） ▪「国の審議会等における女性委員の登用について」決定（8月） ▪「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施（1～2月） ▪岡山県人権政策審議会答申（3月）	

年	国際機関	日本	岡山県
2000年 (平成12年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>▪男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方－21世紀の最重要課題－」答申（9月）</li> <li>▪「男女共同参画基本計画」閣議決定（12月）</li> <li>▪「男女共同参画週間について」決定（12月）</li> </ul>	
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>▪男女共同参画会議・男女共同参画局（内閣府）設置（1月）</li> <li>▪「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」、「女性に対する暴力をなくす運動について」決定（6月）</li> <li>▪「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定（7月）</li> <li>▪「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立（4月公布／10月施行）</li> <li>▪「育児休業法」改正（対象となる子の年齢の引き上げ等）（11月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪「おかやまウィズプラン21」策定（3月）</li> <li>▪「岡山県人権政策推進指針」策定（3月）</li> <li>▪「女性青少年対策室女性政策課」を「男女共同参画課」に改組（4月）</li> <li>▪「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」（6月公布／10月施行）</li> <li>▪男女共同参画推進月間始まる（11月）</li> </ul>
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>▪「岡山県男女共同参画審議会」を設置（4月）</li> </ul>
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>▪男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定（6月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪「男女共同参画フォーラムinおかやま」開催（2月）</li> <li>▪「男女共同参画グローバル政策対話岡山会議」開催（11月）</li> </ul>
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>▪男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用、登用の拡大等について」決定（4月）</li> <li>▪男女共同参画社会の将来像検討会報告書取りまとめ（6月）</li> <li>▪「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正（暴力の定義の拡大等）（6月公布／12月施行）及び同法に基づく基本方針の策定（12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪「女性のチャレンジ支援策岡山アピール」開催（8月）</li> <li>▪「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施（10～11月）</li> <li>▪「新岡山いきいき子どもプラン」策定（12月）</li> </ul>
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪第49回国連婦人の地位委員会／「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク、2～3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申（7月）</li> <li>▪男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申（12月）</li> <li>▪「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定（12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定（3月）</li> <li>▪「女性副知事フォーラム2005おかやま」開催（11月）</li> </ul>
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京、6～7月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪「男女雇用機会均等法」の改正（性差別禁止の範囲の拡大等）（6月公布／2007年4月施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪「改訂岡山県人権政策推進指針」策定（2月）</li> <li>▪「新おかやまウィズプラン」策定（3月）</li> </ul>
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合（ニューデリー、12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（保護命令制度の拡充等）（7月公布／2008年1月施行）</li> <li>▪「パートタイム労働法」改正（パートタイム労働者の雇用環境の整備）（6月公布／2008年4月施行）</li> <li>▪「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定（12月）</li> </ul>	

年	国際機関	日本	岡山県
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>▪男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」（4月）</li> <li>▪「次世代育成支援対策推進法」の改正（一般事業主行動計画の公表の義務化等）（12月公布／2009年4月施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画改定（7月）</li> <li>▪岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）へ移転（9月）</li> <li>▪「全国シェルターシンポジウム2008 inおかやま」開催（後援）（11月）</li> </ul>
2009年 (平成21年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>▪「DV相談ナビ」開設（1月）</li> <li>▪男女共同参画シンボルマーク決定（4月）</li> <li>▪育児・介護休業法改正（短時間勤務制度導入等）（6月公布／2010年6月施行）</li> <li>▪男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」公表（11月）</li> </ul>
2010年 (平成22年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>▪第54回国連婦人の地位委員会／「北京+15」記念会合（ニューヨーク、3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申（7月）</li> <li>▪男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申（12月）</li> <li>▪「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定（12月）</li> </ul>
2011年 (平成23年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>▪UN Women正式発足（1月）</li> <li>▪第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合（シェムリアップ、11月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪「第3次おかやまウィズプラン」策定（3月）</li> <li>▪「第3次岡山県人権政策推進指針」策定（3月）</li> </ul>
2012年 (平成24年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>▪第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択（ニューヨーク、3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定（6月）</li> </ul>
2013年 (平成25年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>▪若者・女性活躍推進フォーラムの提言（5月）</li> <li>▪「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正（7月公布）及び同法に基づく基本方針の策定（12月公布）</li> </ul>
2014年 (平成26年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>▪「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」の一部改正について（1月）</li> <li>▪「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定（9月）</li> <li>▪「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施（10～11月）</li> </ul>
2015年 (平成27年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>▪「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立（9月公布・施行／一般・特定事業主行動計画の策定及び公表等2016年4月施行）</li> <li>▪男女共同参画会議「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申（12月）</li> <li>▪男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申（12月）</li> <li>▪「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定（12月）</li> </ul>
2016年 (平成28年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>▪「第4次おかやまウィズプラン」及び「岡山県女性活躍推進計画」策定（3月）</li> <li>▪「第4次岡山県人権政策推進指針」策定（3月）</li> </ul>

## 県の総合計画

<p><b>晴れの国おかやま生き活きプラン</b> (平成26～28年度)</p> <p>県政において最上位に位置付けられる総合的な計画であり、県政推進の羅針盤として、将来目指すべき岡山の姿を描く長期構想と、その実現に向けて、平成28年度までに重点的に取り組む行動計画という二つの性格を併せ持つもの。</p> <p>政策推進課</p>	<p><b>おかやま創生総合戦略</b> (平成27～31年度)</p> <p>人口ビジョンに掲げた将来展望や生き活きプランの基本的方向性を踏まえ、人口問題を克服し、本県が持続的に発展するための道筋を示し、多様な主体と連携し、本県の強みを生かしながらおかやま創生の実現に向けて、より実効性のある対策を推進するもの。</p> <p>政策推進課</p>	<p><b>第4次岡山県人権政策推進指針</b> (平成28～32年度)</p> <p>県が進める人権施策の基本的な考え方を示すとともに、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題など様々な人権課題への基本方針と施策の方向などを示し、総合的な人権施策を推進するもの。</p> <p>人権施策推進課</p>	<p><b>おかやまユニバーサルデザイン推進指針</b> (平成16年度～)</p> <p>県がユニバーサルデザインに取り組むべき基本的な方向を示し、ユニバーサルデザインを推進していくためのガイドラインとなるもの。</p> <p>人権施策推進課</p>
---	--	---	--

## 第4次おかやまウィズプランに関連する県の主な個別計画

<p><b>岡山県地域防災計画</b> (昭和32年～)</p> <p>岡山県における防災に関する事務又は業務に係る総合的な運営計画で、風水害等対策編、地震・津波災害対策編、原子力災害等対策編により構成される。関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱。</p> <p>危機管理課</p>	<p><b>岡山県女性職員活躍推進計画</b> (平成28～32年度)</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画で、一人一人の女性が希望に応じて個性と能力を十分に発揮できる職場環境を整備するため、女性職員の活躍を支援する取組を計画的に実施するためのもの。</p> <p>人事課、警察本部警務課、教育庁教育政策課</p>	<p><b>第2次岡山県がん対策推進計画</b> (平成25～29年度)</p> <p>がん対策基本法に基づく計画で、がんによる死亡の減少、全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上、がんになっても安心して暮らせる社会の構築を全体目標として、県民や関係団体等が一体となって、がんの教育や就労問題等に取り組むことを定めたもの。</p> <p>医療推進課</p>	<p><b>第2次岡山県自殺対策基本計画</b> (平成28～32年度)</p> <p>自殺対策基本法に基づき、全ての県民が生きる喜びを感じられる社会の実現に向けて、自治体はもとより、全ての県民が共有すべき基本理念を示し、併せて自殺対策としての施策の方向性を示したもの。</p> <p>健康推進課</p>
<p><b>第3次岡山県消費生活基本計画</b> (平成28～32年度)</p> <p>消費者の権利尊重と自立支援を基本理念とする「岡山県消費生活基本条例」に基づき、ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進、市町村の相談体制充実への支援、悪質な事業者の取締等の強化を目標として、県行政の各部門における消費者施策を総合的かつ計画的に推進するもの。</p> <p>くらし安全安心課</p>	<p><b>第3次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針</b> (平成28～32年度)</p> <p>犯罪被害者等基本法第5条及び岡山県犯罪被害者等支援条例第8条第1項の規定により策定した指針で、犯罪被害者等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針や具体的な施策を定めたもの。</p> <p>くらし安全安心課</p>	<p><b>岡山いきいき子どもプラン2015</b> (平成27～31年度)</p> <p>家庭、地域、学校、企業、関係団体など全ての県民が協働し、子どもの幸せの視点に立って、総合的・計画的な子育て支援施策を強力に推進するための指針。</p> <p>子ども未来課</p>	<p><b>第3期岡山県障害者計画</b> (平成28～32年度)</p> <p>障害者基本法に基づき、障害のある人のための施策全般に関する基本理念を定め、障害のある人を取り巻く環境や課題等への基本的施策を定めたもの。</p> <p>障害福祉課</p>
<p><b>岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画</b> (平成26年9月～)</p> <p>DVの防止とともに、被害者の適切な保護や自立支援のための施策に関する基本的な計画で、DVのない社会づくりを目指し、DV対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針や具体的な施策を示すもの。</p> <p>男女共同参画青少年課</p>	<p><b>岡山県子ども・若者育成支援計画</b> (平成24～28年度)</p> <p>子ども・若者育成支援を総合的に推進するための基本的な計画で、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援の推進に関する基本方針や施策の方向等を示すもの。</p> <p>男女共同参画青少年課</p>	<p><b>第2次岡山県教育振興基本計画</b> (平成28～32年度)</p> <p>教育基本法第17条第2項の規定により策定した教育行政における総合計画で、本県が目指す教育や計画期間内に取り組む施策の基本的方向等を示したもの。</p> <p>教育庁教育政策課</p>	<p><b>第2次岡山県人権教育推進プラン</b> (平成24～28年度)</p> <p>全ての人々の人権が尊重される共生社会の実現のため、本県における人権教育の基本的な考え方や各人権課題に対する取組等をまとめ、岡山県教育委員会が進める総合的な人権教育行政の基本方針を示したもの。</p> <p>教育庁人権教育課</p>

# 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

採択：昭和54（1979）年12月18日（国連第34回総会）  
効力発生：昭和56（1981）年9月3日  
日本国：昭和60（1985）年6月25日批准  
昭和60（1985）年7月25日効力発生

この条約の締約国は、  
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、  
世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自國及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にすることを想起し、

窮屈の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根柢となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、  
女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、  
次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

## 第5条

- 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
  - (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

## 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

### 第7条

- 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。
- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
  - (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
  - (c) 自国の公的又は政治的活動に關係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

## 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

## 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 繙続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

## 第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
  - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

## 第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分婏及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

## 第13条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

## 第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

## 第4部

### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認めるとする。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいなかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

## 第5部 （略）

# 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布  
昭和22年5月3日施行

- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けれる者の一代に限り、その効力を有する。

### 第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に關し公的にも私的にも責任を問はれない。

### 第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

### 第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

### 第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服せられない。

### 第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

### 第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

### 第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

### 第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

### 第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

**第二十四条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

**第二十五条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

**第二十六条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

## 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）

昭和47年7月1日法律第113号  
最終改正：平成20年5月2日法律第26号

### 第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのつとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

**第二条** この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるよう努めなければならない。

（啓発活動）

**第三条** 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るために、必要な啓発活動を行うものとする。

### 第二十七条～第四十条（略）

第四章	国 会	(第四十一条～第六十四条)	(略)
第五章	内 閣	(第六十五条～第七十五条)	(略)
第六章	司 法	(第七十六条～第八十二条)	(略)
第七章	財 政	(第八十三条～第九十一条)	(略)
第八章	地 方 自 治	(第九十二条～第九十五条)	(略)
第九章	改 正	(第九十六条)	(略)
第十章	最 高 法 規	(第九十七条～第九十九条)	(略)
第十一章	補 則	(第一百条～第一百三条)	(略)

## 第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

### 第一節 性別を理由とする差別の禁止等

（性別を理由とする差別の禁止）

**第五条** 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわりなく均等な機会を与えなければならない。

**第六条** 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

（性別以外の事由を要件とする措置）

**第七条** 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

**第八条** 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

（婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等）

**第九条** 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

（指針）

**第十条** 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

### 第二節 事業主の講ずべき措置

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

**第十一条** 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

**第十二条** 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようしなければならない。

**第十三条** 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

### 第三節 事業主に対する国の援助

**第十四条** 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講

じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

#### 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてゐる事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成

#### 三 前号の計画で定める措置の実施

#### 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

#### 五 前各号の措置の実施状況の開示

### 第三章 紛争の解決

#### 第一節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

**第十五条** 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項(労働者の募集及び採用に係るものを除く。)に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

**第十六条** 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

**第十七条** 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

#### 第二節 調停 (略)

### 第四章 雜則

(調査等)

**第二十八条** 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることがある。

(報告の徵収並びに助言、指導及び勧告)

**第二十九条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

**第三十条** 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

**第三十一条** (略)

(適用除外)

**第三十二条** 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第四号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

### 第五章 奬則

**第三十三条** 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 (略)

## 男女共同参画社会基本法 (抄)

平成11年6月23日法律第78号  
最終改正：平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

**第三条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別の取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

**第四条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定期的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影

響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

**第五条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第六条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

**第七条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

**第八条** 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第九条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第十条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

**第十一条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

**第十二条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形

成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

**第十三条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

**第十四条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

**第十五条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### (国民の理解を深めるための措置)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

### (苦情の処理等)

**第十七条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

### (調査研究)

**第十八条** 国は、社会における制度又は慣習が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

### (国際的協調のための措置)

**第十九条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第二十条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第三章 男女共同参画会議（略）

### 附 則（略）

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号  
最終改正：平成25年7月3日法律第73号

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

**第二条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即しつつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### （配偶者暴力相談支援センター）

**第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。  
一 被害者に関する各般の問題について、相談に応じること  
又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

## (婦人相談員による相談等)

**第四条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行なうことができる。

## (婦人保護施設における保護)

**第五条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行なうことができる。

**第三章 被害者の保護**

## (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

**第六条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏泄罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

## (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

**第七条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行なう業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

## (警察官による被害の防止)

**第八条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第二百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## (警察本部長等の援助)

**第八条の二** 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

## (福祉事務所による自立支援)

**第八条の三** 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

**第九条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

## (苦情の適切かつ迅速な処理)

**第九条の二** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

**第四章 保護命令**

## (保護命令)

**第十条** 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受けた身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受けた身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受けた身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子

では、当該配偶者であった者から引き続き受けた身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合においては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子

身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛け著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

## (管轄裁判所)

**第十一条** 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

## (保護命令の申立て)

**第十二条** 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に對

し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項  
 イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称  
 ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所  
 ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容  
 ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容  
 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

## (迅速な裁判)

**第十三条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

## (保護命令事件の審理の方法)

**第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。  
 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。  
 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求める事項に関して更に説明を求めることができる。

## (保護命令の申立てについての決定等)

**第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。  
 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。  
 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。  
 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

## 5 保護命令は、執行力を有しない。

## (即時抗告)

**第十六条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。  
 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。  
 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事実があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する場合は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。  
 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止を命じなければならない。  
 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。  
 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令を取り消さなければならない。  
 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。  
 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

## (保護命令の取消し)

**第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後ににおいて、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後ににおいて、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。  
 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。  
 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

## (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

**第十八条** 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発

する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

## (事件の記録の閲覧等)

**第十九条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その原本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに際し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

## (法務事務官による宣誓認証)

**第二十条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

## (民事訴訟法の準用)

**第二十一条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

## (最高裁判所規則)

**第二十二条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に際し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雜則

## (職務関係者による配慮等)

**第二十三条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。  
 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

## (教育及び啓発)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

## (調査研究の推進等)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

## (民間の団体に対する援助)

**第二十六条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

## (都道府県及び市の支弁)

**第二十七条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

## (国の負担及び補助)

**第二十八条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
  - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二

## 第六章 罰則

**第二十九条** 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 (略)

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）

平成27年9月4日法律第64号

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固有的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に發揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の

積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業

主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要な事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）（略）

### 第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

## 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

## 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

**第二十二条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

**第二十三条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするために、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

**第二十四条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

**第二十五条** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

**第五章 雜則**

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

**第二十六条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告することができる。

(権限の委任)

**第二十七条** 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

**第二十八条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 奬罰

**第二十九条** 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

**第三十一条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

**第三十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第三十三条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第三十四条** 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則（略）

# 岡山県男女共同参画の促進に関する条例

平成13年6月26日岡山県条例第51号  
最終改正：平成26年3月20日岡山県条例第13号

問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されること、性別に起因した暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の促進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行等男女共同参画社会の実現を妨げる要因は、依然として根強く残っている。

こうした状況の中、私たちが少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展をはじめとする社会の急速な変化に的確に対応しつつ、創造と共生の理念の下に、真に調和のとれた豊かな地域社会を築き、今後も発展を続けていくためには、男女が共に対等な立場であらゆる分野に参画し、一人一人の価値観に基づいた多様な生き方を選択することのできる男女共同参画社会を新たな地域文化をはぐくむ社会として創造するとともに、他の地域に発信し、互いに歩んでいくことが不可欠である。

このような認識から、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、県民、事業者及び市町村が一体となって男女共同参画を促進する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この条例は、男女の人権が尊重され、かつ、男女が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に發揮し、一人一人の価値観に基づいた多様な生き方を選択することのできる社会を実現することが極めて重要であることにかんがみ、男女共同参画の促進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に促進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

**第三条** 男女共同参画の促進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを

(県の責務)

**第四条** 県は、前条に定める男女共同参画の促進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者、国及び市町村と連携し、及び協力して前項の施策を実施しなければならない。

(県民の責務)

**第五条** 県民は、基本理念にのっとり、性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するよう努めなければならない。

2 県民は、前項に規定するもののほか、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の促進に寄与するよう努めなければならない。

3 県民は、県が実施する男女共同参画の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## (事業者の責務)

**第六条** 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職域における活動に対等に参画する機会を確保すること、男女が職域における活動と家庭における活動その他の活動とを両立して行うことができる職域環境を整備すること等により、その事業活動において男女が共同して参画することができる体制を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定するもののほか、その事業活動において男女共同参画の促進に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## (推進体制の整備等)

**第七条** 県は、県民、事業者、国及び市町村と連携しながら、男女共同参画の促進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、男女共同参画の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## (積極的改善措置への協力等)

**第八条** 県は、男女共同参画を促進する上で積極的改善措置が重要であることにかんがみ、県民、事業者及び市町村が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を用いるものとする。

2 県は、法令等により設けられた委員、委員会、審査会、審議会及びこれらに準ずるもの構成員を任命し、又は委嘱する場合は、積極的改善措置を講ずることにより男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。

## (年次報告)

**第九条** 知事は、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、その実施状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

**第二章 男女共同参画の促進に関する基本的施策**

## (基本計画)

**第十条** 県は、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の促進に関する基本的計画(以下この条及び附則第二項において「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ岡山県男女共同参画審議会及び市町村の意見を聴くものとする。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## (市町村との協力)

**第十一条** 県は、市町村に対し、男女共同参画の促進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の促進に関する施策に協力することを求めることができる。

2 県は、市町村が実施する男女共同参画の促進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を用いるものとする。

## (施策の策定等に当たっての配慮)

**第十二条** 県は、男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の促進に配慮するものとする。

## (調査及び研究)

**第十三条** 県は、男女共同参画の促進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

## (普及啓発等)

**第十四条** 県は、県民及び事業者が男女共同参画に対する関心と理解を深めるよう普及啓発及び学習機会の提供について必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の普及啓発及び学習機会の提供を行うに当たっては、情報媒体により公衆に表示される情報を個人が主体的に読み解いていくために必要な能力に関し、事業者の理解と協力の下に、県民の当該能力の向上について特に配慮するよう努めるものとする。

## (教育の推進)

**第十五条** 県は、県民の男女共同参画に対する関心と理解が深まるよう男女共同参画に関する教育の推進に努めるものとする。

## (県民等の活動に対する支援)

**第十六条** 県は、県民又は事業者が行う男女共同参画の促進に関する活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (苦情の処理)

**第十七条** 県は、県が実施する男女共同参画の促進に関する施策又は男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策についての県民又は事業者からの苦情の適切な処理のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事は、前項の苦情のうち特に必要があると認めるものについては、岡山県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

## (相談への対応)

**第十八条** 県は、性別による差別の取扱いその他の男女共同参画を妨げる行為についての県民又は事業者からの相談に適切に対応するよう努めるものとする。

## (報告の収集、勧告等)

**第十九条** 知事は、男女共同参画の促進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況を公表することができる。

3 知事は、第一項の報告の内容に基づき必要があると認めるときは、事業者に対し、適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

## (事業者等の表彰)

**第二十条** 県は、男女共同参画を促進するため、男女共同参画の促進に関する活動を積極的に行う事業者等の表彰を行うものとする。

## (男女共同参画推進月間)

**第二十一条** 県民及び事業者の間に広く男女共同参画に対する関心と理解を深めるとともに、県民及び事業者が男女共同参画の促進に関する活動を積極的に行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、十一月とする。

3 県は、男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

**第三章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等**

## (阻害行為の禁止等)

**第二十二条** 何人も、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 社会のあらゆる分野における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
- 二 家庭内等における配偶者その他の親族関係にある者、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含む。)に対する身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える暴力的な行為

2 何人も、社会のあらゆる分野における男女共同参画を阻害する内容を含む規約その他の取決めを定め、又は契約を締結しないようにするとともに、既に定められ、又は締結された当該内容を含む取決め又は契約については、その是正に努めなければならない。

## (被害者の保護等)

**第二十三条** 県は、前条第一項第一号に掲げる行為により生活の環境を害され、又は不利益を受けた旨の申出があつた場合において、当該申出者からの相談に応じることその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前条第一項第二号に掲げる行為により被害を受けた者(以下この条において「被害者」という。)に対し、適切

な助言、施設への一時的な入所等による保護その他の必要な支援を行うものとする。

3 前項の規定により被害者が一時的に入所し、又は滞在するための施設として知事が別に定める施設の管理者及びその職員は、当該被害者等からの申立てにより、前条第一項第二号に掲げる行為が当該被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他当該被害者を保護するために必要があると認めるときは、次に掲げる措置を探ることができる。

- 一 当該被害者に対し前条第一項第二号に掲げる行為を行った者(次号において「加害者」という。)に対し、当該被害者の存在を秘匿すること。
- 二 加害者に対し、当該被害者との面会及び交渉を禁止し、又は制限すること。

**第四章 岡山県男女共同参画審議会**

**第二十四条** 男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画の促進に関する施策又は男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務を行わせるため、岡山県男女共同参画審議会(以下この条及び附則第一項において「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員十五人以内で組織する。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。この場合において、第二号に掲げる者については、五人以内とする。
  - 一 学識経験を有する者
  - 二 公募に応じた者
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**(平成十三年六月二十六日条例第五十一号)

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、第十条第四項(審議会に係る部分に限る。)、第十七条第二項、第四章及び附則第三項の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

## (経過措置)

- 2 男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十四条第一項の規定により定められた男女共同参画計画は、第十条の規定により策定された基本計画とみなす。

## (関係条例の一部改正)

- 3 岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

別表第1岡山県男女共同参画推進協議会の項を削る。

# 岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（抜粋）

平成17年3月策定  
平成26年9月改定

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の趣旨

配偶者からの暴力※（ドミナント・バイオレンス。以下「DV」といいます。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、外部からの発見が困難な家庭内で行われる場合が多く、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、被害が深刻化しやすい特徴があります。

また、DVの被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。

このため、国においては、平成13年4月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」といいます。）を制定し、DVに関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、DVの防止と被害者の保護のための取組を開始しました。

岡山県では、平成13年6月に制定した岡山県男女共同参画の促進に関する条例（平成13年岡山県条例第51号。以下「県条例」といいます。）において「家庭内等における配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者に対する身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える暴力的な行為」を男女共同参画を阻害する行為として禁止するとともに、平成14年4月から女性相談所と男女共同参画推進センター（愛称：ウィズセンター。以下「ウィズセンター」といいます。）をDV防止法第3条に基づく配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」といいます。）に位置付け、DVの防止と被害者の保護に取り組んできました。

平成16年のDV防止法の改正により、都道府県は、DVを防止するとともに、被害者の自立支援を含め、その適切な保護を図る責務があることが明確化され、そのための基本計画の策定が義務付けられました。このことを受け、本県では、平成17年3月、DVのない社会づくりを目指し、DV対策を総合的かつ効果的に推進するため、県が取り組むべき施策を取りまとめた「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（以下「県基本計画」といいます。）を策定しました。

また、平成19年7月のDV防止法の改正により、市町村による基本計画の策定と支援センターの設置が努力義務化されたことなどに伴い、平成20年7月に県基本計画を改定し、市町村の施策の充実を支援するとともに、市町村と一層緊密な連携を図り、DVの防止と被害者の保護に関する各種施策の推進に取り組んできました。

このたび、平成25年6月のDV防止法の改正により、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手（以下「生活の本拠を共にする交際相手」といいます。）からの暴力※及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法律の適用対象とされました。また、この改正により、法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。この改正の趣旨を踏まえ、県条例を改正し、適用対象を拡大しました。

また、DV防止法の改正に伴う、見直し後の国の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（平成26年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。以下「国基本方針」といいます。）の内容を踏まえ、県基本計画を改定し、DVの防止と被害者の保護に関する各種施策を一層推進していきます。

※ DV防止法に規定する暴力

- 配偶者からの暴力
- 「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力や性的暴力など）をいいます。「配偶者」には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みますが、恋人や交際相手は含みません。ただし、配偶者からの暴力を受けた後に離婚し、元配偶者から引き継ぎ受ける暴力については、「配偶者からの暴力」に含みます。
- 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力
- 「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」とは、「元生活の本拠を共にする交際相手（生活の本拠を共にする交際関係を解消する前に暴力を受け、解消後も引き続き暴力を受ける場合）からの暴力」を含み、「配偶者からの暴力」に準じて、DV防止法の適用対象とされます。

## 第2章 計画の内容

（計画の体系）

### 基本目標I 発生防止及び抑止に向けた取組の推進

重点目標	推進する施策
【1】人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 人権教育の推進</li><li>▪ 多様な機会をとらえた意識啓発</li></ul>
【2】配偶者からの暴力の防止等への理解促進	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ セミナーの開催等による普及啓発</li><li>▪ 理解促進のための啓発資材の作成と活用</li></ul>
【3】配偶者からの暴力に関する調査研究の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 「アルコール依存症」「暴力依存」等の嗜癖対策の充実</li><li>▪ 加害者の更生のための指導</li><li>▪ 男性の一時保護の検討</li></ul>

### 基本目標II 被害者等救済体制の充実

重点目標	推進する施策
【4】相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 県配偶者暴力相談支援センターの機能強化</li><li>▪ 市町村配偶者暴力相談支援センター等との連携と支援</li><li>▪ 女性相談員による相談の実施</li><li>▪ 男性相談員による男性相談員の実施</li><li>▪ 警察における相談体制の充実</li><li>▪ 休日・夜間相談窓口の開設</li><li>▪ DV相談マニュアルの改訂と実務研修の実施</li><li>▪ 相談員のメンタルヘルスケア体制の整備</li></ul>
【5】発見・通報に関する体制整備	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 児童、高齢者及び障害者虐待相談窓口との協力体制づくり</li><li>▪ 医療関係者等の理解の促進</li><li>▪ 民生委員・児童委員等への働きかけ</li></ul>
【6】迅速で安全な保護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 緊急時の安全の確保と同行支援</li><li>▪ 一時保護機能の充実</li><li>▪ 婦人保護施設等での保護</li><li>▪ 警察による被害の防止</li><li>▪ 保護命令制度の利用の助言</li><li>▪ 保護命令の通知を受けた場合の対応</li><li>▪ 広域連携の推進</li></ul>
【7】同伴家族等への保護と援助	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 児童への支援</li><li>▪ 高齢者及び障害者虐待防止の推進</li><li>▪ 教育機関・保育所への協力要請等</li></ul>
【8】外国人・障害のある方への配慮	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 外国語・点字による支援情報の提供</li><li>▪ 「弁護士による外国人のための無料法律相談事業」の活用</li><li>▪ 外国語での相談対応</li></ul>

### 基本目標III 被害者の自立を支援する環境整備

重点目標	推進する施策
【9】住居の確保に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 入居への支援</li> <li>▪ 市町村への依頼</li> </ul>
【10】経済的自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 被害者への就業講座受講支援</li> <li>▪ 企業等に対する働きかけ</li> <li>▪ 福祉事務所等への理解促進</li> <li>▪ ひとり親家庭支援センター等の活用</li> </ul>
【11】被害者等に関する個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 教育機関・保育所への協力要請等（再掲）</li> <li>▪ 市町村民基本台帳担当窓口・福祉事務所等への周知</li> </ul>
【12】司法手続きに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 家事調停委員研修</li> <li>▪ 法律扶助制度などの周知</li> <li>▪ 「弁護士による外国人のための無料法律相談事業」の活用（再掲）</li> </ul>
【13】地域における支援活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ DV被害者サポートコーディネート事業</li> <li>▪ 民生委員・児童委員等への働きかけ（再掲）</li> </ul>
【14】心的外傷後ストレス障害を含む心の回復及び生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ メンタルヘルスケア</li> <li>▪ ステップハウスの提供</li> <li>▪ 自助グループの活動支援</li> <li>▪ 児童への支援（再掲）</li> </ul>

### 基本目標IV 関連施策の推進体制の強化と民間団体との協働

重点目標	推進する施策
【15】施策調整機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 岡山県DV対策会議の活用</li> <li>▪ 県配偶者暴力相談支援センターの機能強化（再掲）</li> <li>▪ DV被害者保護支援関係機関等ネットワークの強化</li> </ul>
【16】市町村の施策との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 市町村基本計画との調整と策定支援</li> <li>▪ 岡山県都市男女共同参画推進会議との連携</li> </ul>
【17】職務関係者の資質向上への取組強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 相談窓口担当職員研修</li> <li>▪ DV被害者保護支援関係機関等ネットワークの強化（再掲）</li> </ul>
【18】民間団体との協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 医療関係者等の理解の促進（再掲）</li> <li>▪ 民生委員・児童委員等への働きかけ（再掲）</li> <li>▪ DV防止・被害者支援団体との連携強化</li> </ul>
【19】交際相手からの暴力の防止と被害者保護対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 若年層に対する教育・啓発の推進</li> <li>▪ 被害者相談の実施と被害者の保護</li> </ul>
【20】適切かつ迅速な苦情処理体制の整備	▪ 苦情処理の体制整備

## 第4次岡山県人権政策推進指針（抄）

平成28年3月改訂

### 1 女性

#### (1) 現状と課題

男女が対等なパートナーとして、一人ひとりの個性と能力を發揮する男女共同参画社会を実現するためには、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が保障されることやあらゆる暴力が根絶されることなど、男女の人権が尊重されることが重要です。

県では、国内外の動きを背景に、平成13年に「おかやまウイズプラン21」、平成18年に「新おかやまウイズプラン」、平成23年に「第3次おかやまウイズプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、取り組んできました。

しかし、平成26年10月の「岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査」では、固定的な性別役割分担意識や男女の地位の不平等感が根強く残っていることが示されています。

また、配偶者等からの暴力（DV）をはじめとするあらゆる暴力の根絶など依然として未解決の課題や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）など喫緊の課題への対応も必要となっています。

さらに、国の動きと呼応し、女性の社会参画のさらなる促進といった、新たな対応も必要となっています。

#### (2) 基本方針

すべての人が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現に取り組んでいきます。

このため、①男女の人権の尊重とパートナーシップの確立、②社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に気づく視点、③女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援、④さまざまな主体との協働の推進という4つの基本的な視点に立って、「第4次おかやまウイズプラン」を策定し、総合的かつ効果的に施策を推進します。

#### (3) 施策の方向

##### ア 男女共同参画社会の基盤づくり

男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備され、男女共同参画の意識も以前に比べると浸透してきていますが、固定的な性別役割分担意識は、依然として根強く、その傾向は男性に強く残っています。男女の地位についても、不平等と感じる人は依然として多く、また、男性よりも女性のほうが不平等感を強く持っています。

性差別、固定的な性別役割分担や偏見等につながって社会制度や慣行は、社会的な合意を得ながら見直しを進めます。

また、人権意識や男女平等観を育てるため、教職員の資質と指導力の向上や、家庭や地域において、子ども一人ひとりの個性と能力を発揮できる環境づくりに取り組みます。

特に、男女共同参画社会の実現のために、男性も男女共同参画を「自分の問題」「社会に大きな意味を持つもの」と認識できるよう、広報・啓発活動に取り組みます。

#### イ 男女の人権が尊重される社会の構築

##### ①男女間のあらゆる暴力の根絶

暴力は、DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為やいわゆるリベンジボルノなど様々です。男性にも女性にも被害を受けている人はいますが、相談件数等が多いのは女性からで、特に、近年は、DVやストーカー行為についての相談件数が増加傾向にあり、被害も深刻です。その背景には、男尊女卑の社会通念、固定的な性別役割分担、経済的格差など、個人の問題として片付けられない構造的问题があり、社会全体で取り組み、克服すべき重要な課題です。

暴力は重大な人権侵害であるとの認識に立ち、暴力を容認しない安心して暮らせる環境づくりの推進、人権尊重を基本とした教育の推進や被害者のニーズに応じた支援体制の充実に努めます。

特に、DVについては、県のDV防止基本計画に基づき、広報・啓発や被害者の保護と自立支援に取り組みます。

また、交際相手からの暴力（デートDV）やストーカー行為のほか、いわゆるリベンジボルノも問題となっていることから、予防啓発、教育・学習の推進や、相談窓口の周知を図ります。

さらに、ストーカー行為に対しては、「ストーカー規制法」等に基づき、警告や禁止命令などの対応を行うほか、被害者へのアドバイスや防犯器具の貸し出しなど必要な援助に取り組みます。

なお、市町村をはじめNPOなど関係団体と協働し、関連施策の推進体制の強化を図ります。

##### ②生涯を通じた女性の健康支援

女性は、妊娠や出産の可能性があることなど、生涯を通じて、男性とは異なる健康上の変化や問題に直面します。

このため、ライフサイクルに応じた的確な支援を受け、適切に自己管理・決定する能力を持つことが必要です。「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」に基づき、男女ともに、命の大切さや性についての正しい知識が得られるよう、教育や意識の啓発など、女性の健康を総合的に支援します。

### ③生活困難を抱える人々への支援

経済情勢の変化に伴い、雇用・就業をめぐる環境が厳しさを増す中で、貧困や地域での孤立など様々な生活上の困難に直面する人が増加しています。

このため、ひとり親家庭など経済的に不安定な家庭からの相談に応じる体制の強化や自立支援などの対策を行います。

また、固定的な性別役割分担意識がもたらす過度のプレッシャーや、地域での孤立化などによる男性の心身の健康の問題も懸念されることから、周囲とのネットワークづくりや日常生活面の支援などを行います。

### ウ 男女が共に活躍する社会づくり

誰もが働きやすく、暮らしやすい社会を目指し、仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）に向けて、多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実や環境整備を行うとともに、事業者や労働者と一体となって社会的機運の盛り上げに努めています。

また、地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、男女共同参画の視点からの地域づくりを促進しています。

さらに、行政や教育分野、民間企業において、政策・方針決定過程への女性の参画を促進していきます。

主に家庭単位で従事する農林水産業や自営の商工業では、多くの女性が活躍し、主要な担い手として非常に重要な役割を果たしているものの、労働への評価や意見の反映が十分に行われているとはいえない。女性が果たしている役割に見合った適正な評価や意思決定の場への参画が進むよう支援します。

職場における男女の均等な機会と待遇の確保や女性が働き続けることのできる環境づくりを一層推進するとともに、起業を志す女性や子育て中の女性への支援など、女性のチャレンジを支援します。